

※本サンプルは、全146ページ中から
任意の20ページを抽出したものです

産業廃棄物処理実務者研修会 実録！廃棄物処理法 奇々怪々 その弐

目次

- 1 廃棄物処理法とは
- 2 汚物、不要物、廃棄物とは
- 3 廃棄物の種類
- 4 廃棄物の業種指定について
- 5 総合判断説について
- 6 総体産廃、総体一廃
- 7 品目の判断について
- 8 建設発生土（残土）について
- 9 地中埋設廃棄物について
- 10 排出事業者責任
- 11 利根川水系浄水場におけるホルムアルデヒド検出事件
- 12 許可の取り消し①
- 13 許可の取り消し②連鎖

汚物、不要物、廃棄物



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

循環基本法第2条2項

有価物（物品）



廃棄物および「一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品...又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品」

「ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体」

清掃法第3条

「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物」

廃棄物処理法第2条第1項

※汚物掃除法では施行規則第1条で「汚物掃除法ニ依リ掃除スヘキ汚物ハ塵芥汚泥汚水及糞尿トス」と定義がなされている（のちに「灰燼（かいじん：灰と燃えさし）」として、燃えがらが追加）

汚物、不要物、廃棄物



(定義) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

公布日:昭和46年10月16日 環整43号[改定]昭和49年3月25日 環整36号
厚生省環境衛生局長から各都道府県知事・各政令市市長あて通知

2 廃棄物の定義

(1) 廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、汚でい、廃油、ふん尿その他の汚物又はその排出実態等からみて客観的に不要物として把握することができるものであつて、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く固形状から液状に至るすべてのものをいうものであること。

なお、次のものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物でないこと。

ア 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの

イ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であつて、当該漁業活動を行なった現場附近において排出したもの

ウ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

汚物、不要物、廃棄物



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

物質三体



粉体

気体：法の対象となる廃棄物でない
では粉体は？

汚物、不要物、廃棄物



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

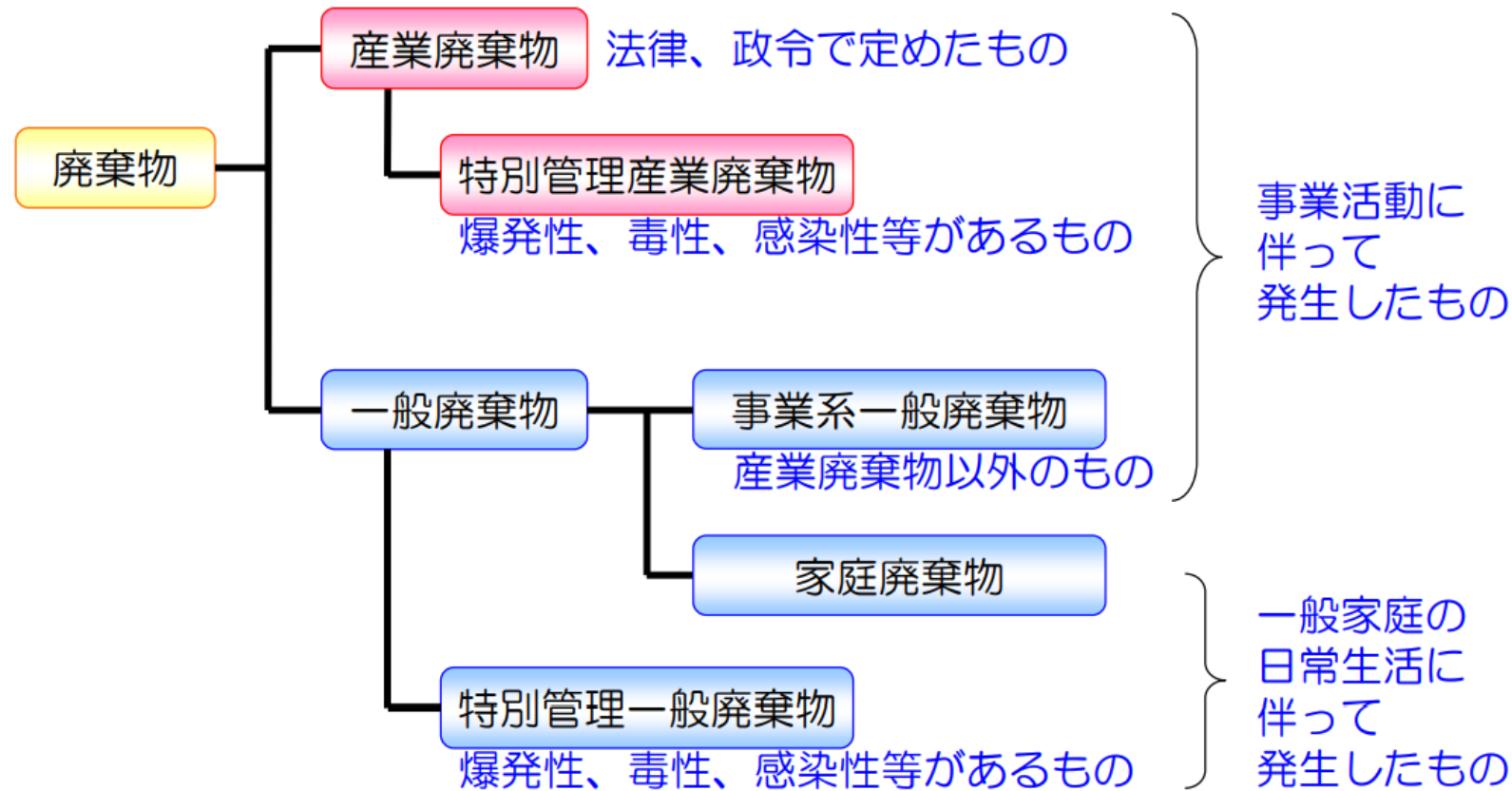
（粉体の定義）フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』より

粉粒体(ふんりゅうたい)または粉体(ふんたい)とは、**粉、粒などの集まったもの(集合体)**。
例としては、ごく身近なものとしては砂があり、その他にも、セメント、小麦粉などの粉類、コロイド、磁性流体、磁気テープなどに塗布する磁性の(超)微粉末、業務用複写機などで使用するトナーなどがある。

「粉体」は、「粉、粒などの集まったもの（集合体）」と定義されています。
この定義で注目すべきことは固体ではなく「**集合体**」であるということ。
粒子 1 粒 1 粒は固体なので、もちろん粒子は形状も体積も変化しません。
しかしながら、その集合体である粉体は形状も体積も自由に変化させることが可能。
つまり、**粉体とは「固体」でありながら「液体」や「気体」の性質を持つ物質。**

粉体は、資源、加工産業、集積産業から都市形成などのインフラ整備に至るまで、原料、スラリー（液体中に粒子を分散させたもの）、顆粒体（粒子同士を結合させてみかけ上大きい粒子にしたもの）、成形体（粉体を固めてかたちにしたもの）などの中間品から製品に至るまで、**あらゆる産業の素材として横断的に用いられています。⇒産業廃棄物となりやすい**

廃棄物の分類（１）



一般廃棄物は基本的に「産業廃棄物に該当するもの以外全て」と規定されています。

廃棄物の種類



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

事業系一般廃棄物に該当するもので、市町村による処理が困難な場合は産業廃棄物として処理してよいか？

⇒してはならない。

事業者は事業系一般廃棄物についても廃棄物処理法に基づいて適正に処理する義務があります。事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物に該当しないものは、一般廃棄物に該当するものであり、その区分は、市町村の意向ではなく、法・政令の定めるところによって決まる。また、次に示すように、「市町村による処理が困難だからといって、産業廃棄物扱いすることはできない」という見解が環境省から示されています。

【市町村による処理が困難と認められる事業系一般廃棄物の処理について】

市町村は、当該市町村内におけるすべての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものとされている。

したがって、市町村においては、市町村による処理が困難と認められる事業系一般廃棄物の処理について、「産廃扱い」などと称して放置するのではなく、許可制度若しくは市町村長の再生利用指定制度を活用し、又は民間への処理委託を行うなど、引き続き、その処理が滞らないように適正処理を確保するための方策を的確に講じるよう努められたい。

(平成19年9月7日、各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長あて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)

【燃え殻（灰活性炭）の場合】

活性炭は、食品、医薬品、化学工業などさまざまな分野で利用されております。

- ・食品工業分野：砂糖、異性化糖、清酒類などの脱色・分離精製
- ・医薬品分野：医薬中間体の脱色精製
- ・化学工業分野：工程ガス精製・分離、溶剤回収、排ガスの脱臭、排オゾンの処理
- ・浄水器：上水道処理、飲料水精製、家庭用浄水器など
- ・脱臭剤：冷蔵庫の脱臭剤、空気清浄器、工場などの脱臭処理
- ・使い捨てカイロ：鉄粉がさびるのを促進して温める
- ・フィルター：たばこのフィルターとして使用

- ・ **固形状又は粉末状であれば「燃え殻」に該当、泥状であれば「汚泥」に該当**

【汚泥の場合】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について

公布日：昭和46年10月25日 環整45号

(各都道府県・各政令市廃棄物関係担当部（局）長あて 厚生省環境衛生局環境整備課長通知)

(別紙)

(2) 汚でい

- ・工場廃水等の処理後に残る**でい状**のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる**でい状**のものであつて、有機質の多分に混入したどろのみを指すのではなく、**有機性及び無機性のもののすべてを含む**ものであること。
- ・有機性汚でいの代表的なものとしては、活性汚でい法による処理後の汚でい、パルプ廃液から生ずる汚でい、その他動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚でい（令第二条第四号に掲げる産業廃棄物に該当するものを除く。）、ビルピット汚でい（**し尿を含むものを除く。※**）があること。**※し尿を含むと一般廃棄物**
- ・無機性汚でいの代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚でいがあること。ただし、赤でい（※ボーキサイトからアルミニウムの抽出された後の残渣(酸化鉄が主成分)）にあつては、廃アルカリとの混合物として、廃白土にあつては、廃油との混合物として取り扱うものであること。

廃棄物の種類



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

【汚泥の場合】

事業活動に伴って排出される固形状、粉末状、粒状の不要物は、何でも産業廃棄物の汚泥として処理してよいのか？

法・政令に掲げる産業廃棄物の種類(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず等)に該当するものは産業廃棄物に該当します。

動植物性残渣及び動物系固形不要物の指定業種において製造工程等から排出される固形状の不要物は、産業廃棄物(動植物性残さ、動物系固形不要物)に該当します。

上記の産業廃棄物に該当しない場合にあっては、**汚泥はあくまで「泥状を呈するもの」と定義**されていますので、泥状とは捉えられないものは、法令上は、汚泥に該当しません。産業廃棄物に該当するのは、法と政令で限定列挙された20種類だけですので、20種類に該当しない、**固形状、粉末状、粒状の不要物は、一般廃棄物に当たります。**

粉末消火剤、粉末状の農薬、未使用の粉末のセメント、
錠剤、カプセル剤、粉剤、ペレット、粒剤
食品（泥状以外）、ペットフード（泥状以外）



一般廃棄物

廃棄物の業種指定



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

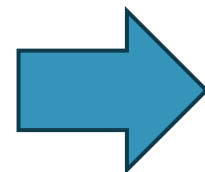
(産業廃棄物)

第二条

三 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。））、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

畳やじゅうたん（天然物）の廃棄

改築工事、除去工事（解体工事）から生じた畳、じゅうたん



産業廃棄物

化繊のじゅうたんは廃プラ？

廃棄物の業種指定



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

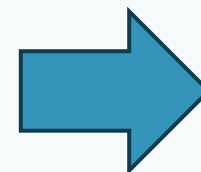
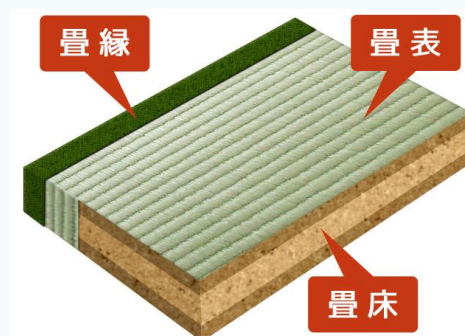
(産業廃棄物)

第二条

三 **繊維くず**（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。））、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

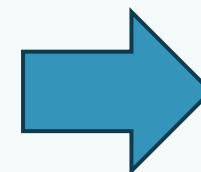
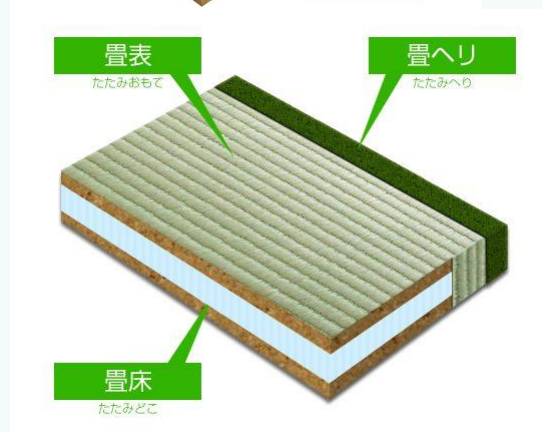
畳屋さんの畳は？

①天然床の畳



一般廃棄物

②スタイロフォーム床の畳



産業廃棄物＋一般廃棄物
(総体産廃)

スタイロフォーム床が廃プラに該当する

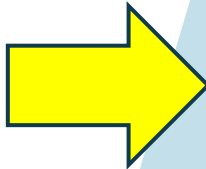
(産業廃棄物処理法 施行令)

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

三 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。））、**繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの**及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

11 繊維工業：日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)

- 111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業
- 112 織物業
- 113 ニット生地製造業
- 114 染色整理業
- 115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業
- 116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）
- 1166 ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く。）
- 1167 ニット製アウターシャツ類製造業
- 1168 セーター類製造業
- 1169 その他の外衣・シャツ製造業
- 1172 ニット製下着製造業
- 1173 織物製・ニット製寝間着類製造業（ニット製に限る。）
- 1182 ネクタイ製造業（ニット製に限る。）
- 1183 スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業（ニット製に限る。）
- 1184 靴下製造業（ニット製に限る。）
- 1185 手袋製造業（ニット製に限る。）
- 1186 帽子製造業（帽体を含む。）（ニット製に限る。）



産業廃棄物

衣服その他の繊維製品製造業を除くって具体的には？

116 衣服その他の繊維製品製造業

1161 織物製成人男子・少年服製造業

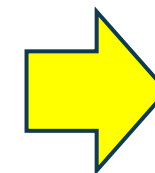
1162 織物製成人女子・少女服製造業

1163 織物製乳幼児服製造業

など縫製にかかる繊維製品製造業

この中分類には、主として購入した織物、ニット生地、フェルト地、レース地、なめし革、毛皮などを裁断、縫製して、衣服その他の繊維製品を製造する事業所が分類される。主としてニット製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

具体的には、主として織物製背広服，制服（学校服を除いた警察職員制服，消防職員制服，鉄道職員制服，自衛隊制服など），オーバーコート，スプリングコート，レインコート，ジャンパー，ズボン，ジャケットなどの織物製成人男子・少年用外衣（乳幼児用を除く）を製造する事業所をいう。



一般廃棄物

地中埋設廃棄物について



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

なぜ、地面を掘ったらごみが出てくるのか

▶ 廃棄物処理法の制定当時

当時、埋立処理は行われていました。

規制対象となったのは中間処理施設のみ

「**届出制**」とされ、その際に対象となった施設は10施設でした。

埋立施設は対象外



施設の種類		処理する廃棄物の種類	処理能力
1	脱水施設	汚泥	1日当たり10立方メートルを超えるもの
2	乾燥施設	汚泥	1日当たり10立方メートルを超えるもの (天日乾燥)1日当たり100立方メートルを超えるもの
3-1	焼却施設	汚泥	1日当たり5立方メートルを超えるもの
3-2		廃油	1日当たり1立方メートルを超えるもの
3-3		廃プラスチック類	1日当たり100kgを超えるもの
4	油水分離施設	廃油	1日当たり10立方メートルを超えるもの
5	中和施設	廃酸・廃アルカリ	1日当たり50立方メートルを超えるもの
6	破碎施設	廃プラスチック類	1日当たり5tを超えるもの
7	コンクリート固型化施設	有害物質を含む汚泥	全てのもの
8	ばい焼施設	水銀又はその化合物を含む汚泥	全てのもの

地中埋設廃棄物について



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

なぜ、地面を掘ったらごみが出てくるのか

1976年（昭和51年）法改正

1976年の改正では、廃棄物規制の強化のため大きく2つの修正

- ①計画変更命令の付いた届出制への変更
- ②最終処分場の対象追加
- 最終処分場が「産廃処理施設」として新たに規制の対象
- 構造基準と維持管理基準等も制定
- 表の施設が対象



施設の種類	対象
遮断型最終処分場	全ての施設
安定型最終処分場	面積が3,000㎡以上のもの
管理型最終処分場	面積が1,000㎡以上のもの

地中埋設廃棄物について



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

なぜ、地面を掘ったらごみが出てくるのか

1991年（平成3年）改正

1991年の改正で、産廃処理施設が許可制に。

①許可は取消がある、

②条件付きの許可が可能

これまでの届出制との大きな違い

しかし、この時点でも規模未満の施設の設置については、行政への手続きは不要とされておりました。



※3,000平方メートルは907坪、一辺の長さ約55メートルの正方形の面積です。コンビニの面積が100㎡程度なので、コンビニ30店舗分が3,000平方メートルに相当します。

施設の種類	対象
遮断型最終処分場	全ての施設
安定型最終処分場	面積が3,000㎡以上のもの
管理型最終処分場	面積が1,000㎡以上のもの

地中埋設廃棄物について



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

なぜ、地面を掘ったらごみが出てくるのか

1997年（平成9年）改正

1997年の改正で最終処分場の規模による定め
が撤廃され、**規制対象が「すべての施設」**と
なり、規制が強化

平成9年改正までは、規模未満の三二処分場
での処分は適法



地中埋設廃棄物について



一般社団法人
兵庫県産業資源循環協会

なぜ、地面を掘ったらごみが出てくるのか

こども園予定地から産廃

来年4月の開園が延期に 旧小学校解体時に埋め立て 丹波新聞2023.09.07（抜粋）

兵庫県丹波篠山市今田町今田新田で建設予定の「今田こども園（仮称）」の掘削工事中にコンクリート片や鉄筋などの産業廃棄物が埋まっているのが見つかり、市はこのほど、廃棄物の処理や地盤を強化する工事が必要になったと発表した。

産廃は34年前に旧今田小学校の解体工事に伴って埋められたもの。

現場は今田支所前の市有駐車場で、8月9日から掘削工事に着手したが、すぐに廃棄物が見つかった。調査の結果、コンクリートや鉄筋、木くず、木の燃えかす、塩ビ管などが埋まっており、量は推計で約1200立方メートル。市は今年1月にボーリング調査を行っているが、調査をした3カ所からは見つかっていなかった。

判明後、旧今田町の資料を調査したところ、旧今田小解体時の資料に現場の用地で処分するという記述が見つかった。

現在の小学校（同町下小野原）の新築に伴う旧校舎の解体工事が行われたのは1989年（平成元）。埋め立ては当時の廃棄物処理に関する法律では問題のない処理だったが、現在は埋め戻しができず、搬出し、産廃物処理場で処理しなければならない。

処理費用は約3000万円を予定しているが、廃棄物の計量後に確定する。また、掘り返した地盤を強化する土壌改良工事に約540万円がかかる。



※サンプルは以上です。
(20ページ／全146ページ中)